

## 「事業系ごみの資源循環を進めていくための取組みについて 答申」の概要について

## 1. 事業系ごみの資源化推進検討委員会

## (1) 目的

- 本市では、平成16年12月に「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、同計画に基づき、ごみ減量・リサイクルに関する取組を進めてきている。

事業系ごみについては、平成27年度までに31万トンにする削減目標を定め、特定事業用建築物への立入指導、事業系古紙回収システムの構築などの施策を進めてきた結果、平成21年度には事業系ごみの要処理量は29万4千トンまで減少し、6年前倒して削減目標を達成した。

- ごみ減量・リサイクルについては、近年、事業者の取組意識も高まってきており、循環型社会の歩みを着実に進めつつあ

るが、一方では、資源化に要するコストへの負担感や、資源化したくても、収集運搬から資源化に至るまでのルートが十分に構築されていないなどの課題も抱えている。

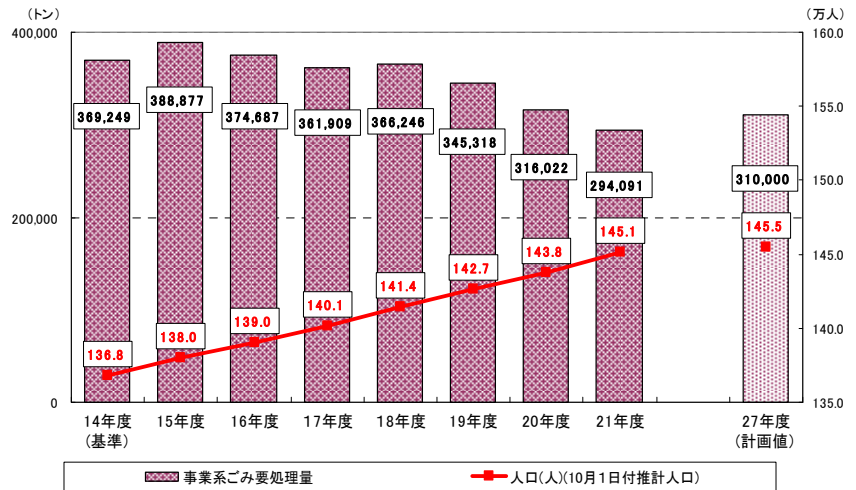
今後、より一層の資源循環を推進し、循環型社会を実現していくためには、このような課題に具体的に対応することにより、事業者の主体的な取組を誘導または支援できるような仕組みづくりを構築することが必要である。

このため、事業系ごみの資源化推進に関する具体的な仕組みづくりの検討を目的として、「事業系ごみの資源化推進検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置した。

- (2) 諮問事項 資源循環の方策、ごみ処理手数料のあり方、行政支援のあり方

- (3) 委員構成 17名

学識経験者3名、市議会議員6名、公認会計士1名、関係者代表7名



## 2. 答申の概要

## (1) 資源循環の方策

## &lt;現状と課題&gt;

- ・本市の清掃工場に搬入される可燃性ごみのうち、約4割を紙類、約3割を厨芥類（食品残さ）が占めており、このことから、紙類、厨芥類を中心に資源循環の方策を検討。

## 【具体的な方策】

## ① 厨芥類の資源化

- ・食品リサイクル法の定めにより、今後、事業者による食品残さの再生利用の取組が加速していくことが予想されるが、市内の資源化事業者は1社のみであり、資源化の進展により不足する処理能力を補うことが必要。
- ・市内の既存施設を引き続き活用するとともに、新たな食品リサイクルの方策として、肥料化施設の市内誘致などを検討すべき。
- ・また、バイオマスエネルギー化など肥料以外への利用も検討すべき。

## ② 機密書類の資源化

- ・回収後の機密保持への不安が、資源化を進めていくうえで最も大きな阻害要因となっているので、その不安を解消するため、優良な資源化事業者の情報提供などを推進すべき。

### ③ 小規模事業者が排出する古紙の資源化

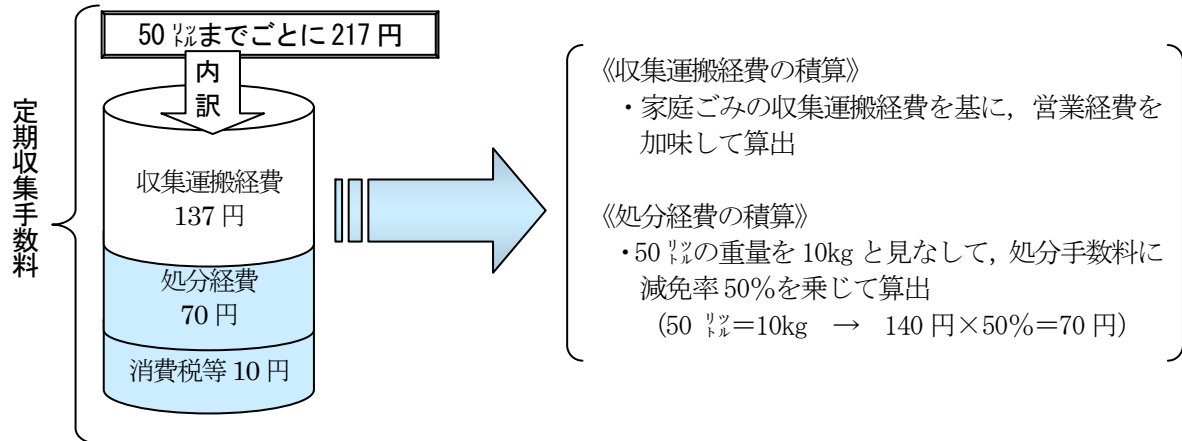
- ・小規模事業者は、古紙を仕分けして保管しておくスペースがないので、古紙がまとまった量にならず、結果として古紙回収業者が引き取りに来ないという状況が見受けられる。
- ・したがって、小規模事業者の身近な場所に回収拠点を確保することなどを検討すべき。

### ④ 紙おむつの資源化

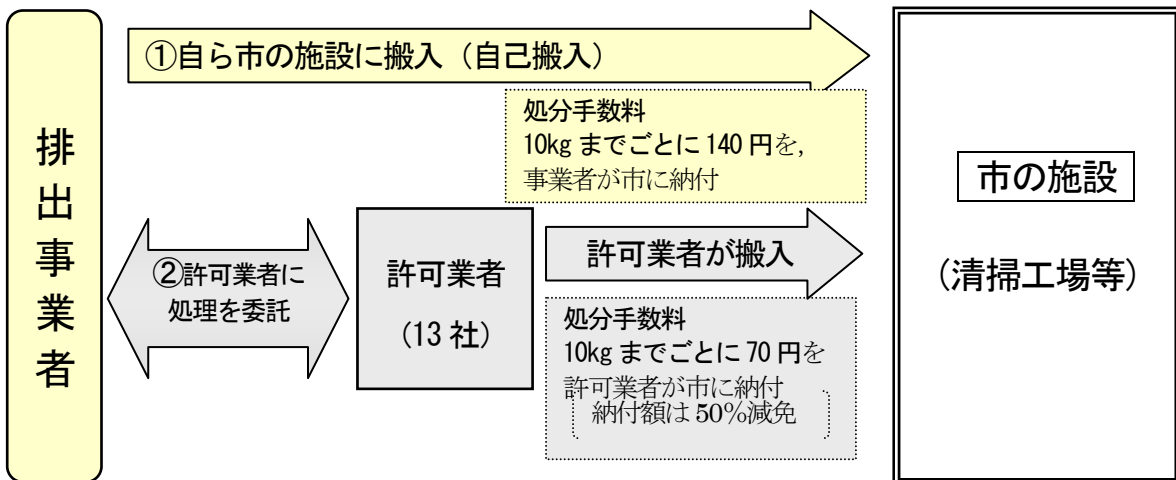
- ・使用済紙おむつの発生量は、高齢社会の進展により今後増加していくことが予想されるので、資源循環あるいは環境への負荷軽減という観点から紙おむつの資源化促進を目指すべき。

## (2) ごみ処理手数料

### ●定期収集手数料の内訳



### ●ごみ処理の流れ



### ① 定期収集手数料 (50kgまでごとに217円)

#### <現状と課題>

- ・処分経費の減免は、S53年当初80%の減免で開始し、政策的に行ってきたが、現在50%まで見直しており、資源化推進の観点からも見直し(減免廃止)が必要となっている。
- ・処分経費は50kgを10kgと見なして計算しているが、排出するごみの重量はそれぞれ異なる。

#### 【具体的な方策】

- ・減免制度は廃止すべき。なお、平成23年度から平成27年度の間で段階的に見直すべき。  
(H23年度：35%，H25年度：20%，H27年度：0%)
- ・処分経費は1kgまでごとの重量制に変更すべき。
- ・収集運搬経費は従来どおり50kg単位の容量制を継続すべき。

## ② 処分手数料（10kg までごとに 140 円）

### <現状と課題>

- ・福岡市の施設でごみを処理するコスト応分の負担を求めることを原則としている。
- ・平成 20 年度のごみ処理コストは、10kg 当たり約 180 円となっており、現在の処分手数料は約 40 円低く設定されている。

### 【具体的な方策】

- ・中小零細事業者に与える影響を考慮し、減免制度の段階的廃止を実施する間は、処分手数料は現行の額を当面継続すべき。

## (3) 行政支援のあり方

### <現状と課題>

資源化に関する情報が十分であるといえないことや、資源化ルートが整備されていないことにより、事業者の自主的な取組に委ねては資源化が円滑に進まない状況が見受けられる。

### 【具体的な方策】

- ・『事業系ごみ資源化推進ファンド（仮称）』を創設すべき。
- ・積立原資には、減免制度の廃止によるごみ処理手数料の収入を充てることが適当である。
- ・ファンドの運用は、外部委員を含む専門機関を設け、支援対象の選定や評価等を客観的に行なう仕組みで運用すべきである。
- ・具体的な支援策
  - ① 資源化情報ネットワーク
  - ② 排出事業者の資源化に向けた取組に対するインセンティブ
  - ③ 事業系ごみの資源化に向けた事業化や実証研究への支援

## 答申の総括

- 事業系ごみの処理は、事業者の自己処理責任が原則だが、すべてを事業者の自主性に委ねるだけでは資源化は進まない。そのため、「資源循環策」、「ごみ処理手数料の改定」、「行政支援策」の3施策を事業系ごみの資源化促進システムとして、一体的に実施する環境づくりを行うべきである。
- その際、減免制度の廃止は、厳しい経済状況の中、事業者に負担を求めることになるため、ファンドを創設し、資源化に取り組む排出事業者や資源化事業者向けの支援策として、資源化に関わる事業者が意欲を持って資源化に取り組める仕組みづくりに活用することが重要である。
- このような取組を進めていくことにより、循環型社会の形成が着実に図られるとともに、将来的には、福岡市の施設でごみを処理するコストの削減に繋がっていくことも期待できる。